

## 旅客の禁止行為（旅客自動車運送事業運輸規則第53条）

- 1、 走行中みだりに運転者に話しかけること。
- 2、 物品をみだりに車外へ投げること。
- 3、 自動車の操縦装置、制動装置その他運転に必要な機械装置に手を触れ、又は非常口その他事故の際旅客を車外に脱出させるための装置を操作すること。
- 4、 走行中乗降口の扉を開閉すること。
- 5、 一般旅客に対して寄付、もしくは物品の購買を求め、演説し、勧誘し、又は物品を配布すること。
- 6、 禁煙の表示のある自動車内で喫煙すること。
- 7、 旅客が事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為の制止、又は指示に反すること。
- 8、 走行中の自動車に飛び乗り、又は飛び降りること。

## 物品の持込制限（旅客自動車運送事業運輸規則第52条）

次に記入するものは車内持込禁止物品

- 1、 火薬類、但し50発以内の実包及び空砲であって、弾帯又は薬ごうに挿入してあるものを除く。
- 2、 100グラムを越える玩具用煙火。
- 3、 揮発油、灯油、軽油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体、但し喫煙用ライター及びカイロに使用しているものを除く。
- 4、 100グラムを越えるフィルムその他セルロイド類。  
(ニトロ・セルローズを主材とした生地製品、半製品及びくずをいう)
- 5、 黄燐、カーバイト、金属ナトリウムその他の発火性物質及びマグネシウム粉、過酸化水素、過酸化ソーダその他の爆発性物質。
- 6、 放射性物質等  
(放射線障害の防止に関する法律、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)
- 7、 苛性ソーダー、硝酸、硫酸、塩酸その他の腐食性物質。
- 8、 高圧ガス、但し消火器内に封入した炭酸ガス及び医薬用酸素器に封入した酸素ガスを除く。
- 9、 クロル・ピクリン、メチル・クロライド、液体青酸、クロル・ホルム、ホルマリンその他の有毒ガス及び有毒ガスを発生するおそれのある物質。
- 10、 500グラムを越えるマッチ。
- 11、 電池、但し乾電池を除く。
- 12、 死体。
- 13、 動物、但し身体障害者補助犬及び同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩用の小動物を除く。
- 14、 事業用自動車の通路、出入口又は非常口をふさぐおそれのあるもの。
- 15、 前各号に掲げるもののほか、他の旅客の迷惑となるおそれのあるもの又は、車室を著しく汚損するおそれのあるもの。

## 割引運賃

- イ、身体障害者割引  
身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けているもの及びその介護人が介護のために乗車する場合においてその手帳を呈示、または市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出したとき。
- ロ、知的障害者割引  
都道府県知事(政令指定都市にあっては市長)が発行する療育手帳の交付を受けているもの及びその介護人が介護のために乗車する場合においてその手帳を呈示、または市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出したとき。
- ハ、精神障害者割引  
精神保健福祉法第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの及びその介護人が介護のために乗車する場合においてその手帳を呈示したとき。
- 二、児童福祉法の適用を受けている者の割引  
児童福祉法第17条及び第41条から44条までに規定する諸施設により養護等を受けているもの及びその介添人が養護等の為乗車する場合、または保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出したとき。
- ※ 介護人とは、乗車区間が同一であること。介護能力のあるものであること。  
又、本人1名につき1名に限られること。
- ※ 上記適用者の運賃 大人・大人運賃の半額とする(但し10円単位に切り上げる)  
小人・小人運賃の半額とする(但し10円単位に切り上げる)
- ※ 障害者の介護人、又は介添人としての割引定期券は発行しておりません。

## 小人運賃

- イ、小人は6才以上12才未満で運賃は大人(普通運賃)の半額(但し10円単位に切り上げる)
- ロ、幼児は6才未満で運賃は乗車券所有者(大・小人)に同伴する場合は、1人に限り無料とし1人を超えた場合は小人と同額運賃。  
但し、歩行能力を持たない乳児(1才以下)であった場合を除く。

- ハ、幼児であっても単独で乗車した場合は小人運賃。

## 乗越運賃

乗客があらかじめ当社係員の承諾を得た時は、すでに支払った運賃に対応する区間を越えて乗車することができる。

- イ、定期券所持する乗客は、乗越区間に対応する普通運賃を收受。
- ロ、定期券以外の乗車券を所持する乗客は乗車区間の普通運賃から收受した運賃の差額を收受。
- ハ、共通回数券での通用範囲外への乗越は、上記は認められない。  
その場合、乗車区間に対応する普通運賃を收受。

## 払戻手数料

- 乗車券…100円
- 回数券…210円

定期券…520円